

事務所だより

第62号

発行

黒崎合同法律事務所
北九州市八幡西区黒崎三ー七アースコート黒崎駅前BLDG. 4F
電話■093(642)2868・FAX■093(642)2856



あけましておめでとうです。

今年は一月に北九州市長選、四月に統一地方選、六月に参議院選挙と選挙が続きます。

安倍首相が自民党総裁として三選され、第四次安倍改组政権が誕生しました。六月の参議院選で市民と野党の共同が成功すれば、参議院で自公が三分の二を減らす可能性があります。

そこで安倍首相にとっては今が改憲の最後の機会なので何が何でも改憲に突っ走ろうとしています。

選挙は私達国民が主権者になれる機会です。憲法の生きる日本をつくっていくために選挙に行きましょう。皆様のご健康とご多幸をお祈りいたします。

二〇一九年 元旦



- | | | |
|----------|----|----|
| 弁護士 | 安部 | 千春 |
| 弁護士 | 田邊 | 匡彦 |
| 弁護士 | 横光 | 幸雄 |
| 弁護士 | 東 | 敦子 |
| 弁護士 | 溝口 | 史子 |
| 弁護士 | 平山 | 博久 |
| 弁護士 | 朝隈 | 朱絵 |
| 事務局長 | 原田 | 祥昌 |
| 外 事務局員一同 | | |



お客様 ● 参議院議員 仁比そうへい

人権侵害、大規模な自然災害、街の元気をとり戻すため

現場で何が起きているのか!?

足を運んで現地の人々の声を聞く



皆様、覚えておられるでしょうか。「敦子の部屋」……。開店休業状態のこの部屋に再び現れた「仁比聡平参議院議員」と熱く語り合いたいと思います!

仁比 あけましておめでとうございます。

東 おめでとうございます。昨年は自由法曹団の集会の後、「国会議員をいかに活用するか」という企画で面白いお話ありがとうございました。弁護士出身の国会議員としてどんなことを心がけておられますか?

仁比 やっぱり、質問の組み立てですね。尋問のプロなのだから、現場で起きていること、実際に困っている人の声を聴いて、丁寧な調査をする。その把握した事実に基づいて、しっかりと質問を組み立てることが大切。

東 弁護士も、尋問の上手な人、そうでもない人がいますけど、何より準備が大切ですね。きちんと頭が整理できてないとグダグダになります。あと、この質問から何を獲得したいのかという目標をしっかりとしないと。

仁比 昨年11月、人手不足を理由に外国人労働者を増やしたい政府に

質問をしました。日本語学校理事長が人材派遣会社を経営し、自校の留学生からバスポートを没収して派遣アルバイトに従事させ、週28時間以上働かせた上に、給与を天引きしたり不当に高い家賃を徴収したりした事例を把握しているのか、日本語学校のうち文科省管轄の学校教育法に基づくのは約3割で、管轄外の学校の大半は営利目的の株式会社立。日本語学校が人材ビジネス化する実態があるのではないかと迫りました。

東 私は、質問の動画をみたのですが、警察庁は黙っているし、厚生労働省は、日本語学校が人材派遣業・職業紹介業の許可を得た件数を「承知していない」と答えていましたね。

仁比 そんな実態も把握しないで、ただ労働力を増やしたいだけ。そこで劣悪な環境にさらされて、精神を病んだり、失踪したりする労働者一人ひとりの顔なんて全く見えていない。技能実習生と同じ、人権侵害の実態を浮き彫りにして、政府の姿勢を問い直したかったのです。

東 とても忙しい中で、どうやって時間のやりくりをしたり、知識を深めたりするのですか?

仁比 国会議員がアクセスできる資

料を精査することはもちろんですが、人権侵害の現場や災害の現地に足を運んで、そこで出会う人たちの生の声を聴いて、どんなことに困っているのか、私たちは何に取り組みべきかをしっかりと受け止めることが大切。

東 仁比さん、倉敷市の真備町の惨状を目の当たりにして、がれきの撤去など公費でできる範囲を少しでも広くと求めていますね。実際、北九州市でも昨年7月に大雨が降って、裏の崖が危険でどうしたらいいかという法律相談がありました。調べてみても、基準にあてはまらないと自己負担で修理しないとイケないし、それには数百万かかる場合もある。皆さん、肩を落として帰られるのが辛かったです。空き家対策の事業などもそうですが、少しでも自己負担を減らせる枠組みを作ってほしい。それは政治の責任だと思います。

井筒屋黒崎店が決まった

仁比 ところで、最近、黒崎はどうですか?

東 井筒屋黒崎店の今年5月の閉店はみんなショックですね。自分たちも困るけど、みんなが心配しているのは、井筒屋さんを憩いの場にしていて高齢者の方々です。

人権擁護を暑苦しいほどに語ってくれる人



弁護士
東 敦子

参議院議員
仁比 聡平



事務局長さんは偶数月の15日は銀行やお店が混むから出歩かないようにするくらい、年金を楽しみにして井筒屋にお出かけする方々がたくさんいました。お買い物をしてランチを楽しむ、そんな日常がなくなってしまうです。

仁比 タクシーの運転手さんたちも黒崎での仕事が減る心配があるし、地元の商店街にも影響が大きいですよ。

東

その運転手さんたちが「おじいちゃん、おばあちゃんたちがかわいそうよね」って皆さんおっしゃるんです。みんな同じこと感じてるんだなって思いました。せっかくコムシティに八幡西区役所が入って再生したのに・・・この再生の動きは市会議員の皆さん、がんばってくれたと聞いています。黒崎という街づくりの観点からすれば、何か行政が力になれなかったのかな・・・井筒屋で働く従業員の方々、テナントの店員さんも仕事を失ってしまう。おなじみの総菜屋さんから「本当に困るのよ」って話しかけられて、なんて言ったらいいか・・・あれ？仁比さんよくメモを取られるんですね。

仁比 黒崎のことを一番知ってるのは、東さんとか、地元で働く人たちでしょ。こうやって気になるこ

とがあると必ずメモをとってるよ。

東

うーん。なんだか申し訳ないです。あまり知っているようで知らない。地元のことをもっと勉強しないとイケないな。反省。ただ、事件を通じてお話聞くと、すごく問題がわかったりするんだけどな。コンビニで外国人留学生のアルバイトさんが増えているのは、過酷な現場で辞めていく日本人が多くなるから・・・労働相談を受ける私たちは実感としてわかります。

仁比

東さんも、僕も、働く人たち、災害に苦しむ人たちをみているよね。でも、政府は入国管理法の問題でも「労働力」「雇用の調整弁」としてみていて、「働く人」としてみていないんだ。だから、働く人をめぐる問題が置き去りにされて、違法な業者やブローカーが暗躍する実態を正せないままなんです。

東

でも、それは外国人の方々働き方だけではない、全ての人につながっていく問題ですよ。個人個人、一人一人が尊重される世の中が大切なのに、最近、自民党の議員の人たちの発言からは「国に役立つ人かどうか」と国が先にかけて嘔然とします。杉田議員にいたっては「生産性」がある人か否かなど・・・私たちも声をあげていけないといけないし、仁比さんには国会で声を上げ続けてもら

いたい。

仁比

いよいよ今年は3期目を目指す年です。この皆さんから預かった宝の議席をぜひとも守り抜かねばなりません。

東

私たち弁護士も、それこそ「活用できる国会議員」である仁比さんに国会にいらしてもらわないといけません。もちろん、それだけじゃないんです。私は国会に仁比さんがいてくれることが私の希望そのものなんです。一人ひとりが大切なんだ、人権侵害をなかつたことにしてはイケない！と力強く、暑苦しいほどに叫んでくれる国会議員がいることが、日々の活力になる。きつとそう感じている人は多いんじゃないかな。そう感じる人がたくさん増えていくように今年はいよいよ力を入れて、仁比さんの魅力を活かして語っていきますね。

仁比

いやいや、東さんの方こそ熱いよね。

東

はい。すみません。もともとこんな人なんです。今回はお忙しいところ、どうもありがとうございます！！



安倍改憲NO 3000万署名



弁護士
安部 千春

安倍改憲に反対

安倍首相は憲法改悪をたくらんでいます。憲法9条に自衛隊を書き込むだけで何も変わらな
いと言っています。しかし、自衛隊を憲法の条文に書き込めば「後法は前法に優先する」という法の一般原則により書き込まれた条文が優先します。自衛隊が書き込まれれば書き込まれた自衛隊が優先します。

自民党改憲案では9条の2を設け「前条の規定(9条)は必要な自衛の措置を妨げず」となっています。戦争はいつも自衛の名で行われてきました。9条に自衛隊を書き込めば、いつでも日本が戦争のできる国になってしまいます。これまで日

本は9条があつたために戦争を
しませんでした。そこで全国の
様々な団体が9条を変えないで
下さいという署名に取組むこと
にし、3000万人の署名を集
めています。

郵送での署名の お願い

黒崎合同法律事務所でも年
始の事務所だよりと一緒に安倍
改憲NOの署名を約三〇〇〇人
の相談者・依頼者に送り返送を
お願いしました。三九二人で
五三四筆分の返送がありまし
た。

核禁止のヒバクシャ国際署名を以前にお願いした時には一〇二四筆の返送がありました。ヒバクシャ署名は他の人に頼みやすく一人で何名分かの署名が送られてきましたが、安倍改憲NOの署名は他人に頼むためには説明が必要なので夫婦二人の署名が多かった。返送してもらった署名が少なかつたので相談室に署名を置いて相談者や依頼者に署名をお願いしました。署名を断わる人はほとんどいませんが、話が終ったあとで

署名を頼むので、弁護士が署名を頼むのを忘れるという問題がありました。

それでも少しずつ集め、五月一日は七二〇筆となりました。一〇〇〇筆を超えなければならぬ、と思っていたので夏の暑中見舞の事務所だよりと一緒に一度署名を送り返信をお願いしました。五七七筆の返送があり事務所の署名は現在合計一三五二筆となりました。ありがとうございます。

街頭宣伝

平成三〇年一月二八日に八幡地区で安倍改憲NO市民アクションを結成し、当事務所の朝隈朱絵弁護士が「安倍改憲がめざすもの」という演題で講演しました。

一三〇人が集まりました。それから毎月第二と第四金曜日の六時から七時まで黒崎駅前の街頭で署名を集めました。同じ時間だと通行人も同じなので後に第四金曜日は第四土曜日の一時に変更しました。署名を集めるのに活躍するのは女性です。女性は署名をしてくれそう

な人がいると追いかけて説得をして署名を取ります。それに比較して男は私も含めてただ立っているだけなので署名は集まりません。それでもヒバクシャ国際署名のときには私でも一回数名の署名は取れました。ところが今回はなかなか取れません。やはり、安倍改憲NOの署名は難しい。

私は街頭署名の時に演説もしました。私の演説は下手ですが、安部先生の演説はわかりやすいとヨイショしてくれる人もいるので続けざるを得ません。弁士は何人かいますが、A医師は毎回参加して長い演説をします。本人は極めて真面目で毎回演説の内容を変えてきます。しかしあまりに長くてグラグラと話すので聞いている署名を取る仲間たちは「早く先生に代わってください」と私に言います。せっかく話しているのをやめさせるわけにはいきません。彼がいるから私の演説の時間が短くてすんでいます。私は感謝しています。寒い冬から猛暑の夏、そして再び寒くなってきましたが、署名が三〇〇〇万人になるまでガンバります。

議員の海外視察旅行

弁護士
横光 幸雄



テレビ報道

平成三〇年一〇月五日の民報テレビ番組で、北九州市議団一〇名のスペイン、フィンランドへの海外視察の様子が全国放送され、議員の海外視察のあり方が問題となった。番組では、視察中の昼間に飲酒したり、空き時間で私的な買物をしたりする様子が写され七日間の旅行中で純粋の視察時間は一〇時間しかなかったとのことである。しかもその費用は一人あたり約一〇〇万円とのことであった。

市民の反応

この報道の翌日から北九州市役所には五〇〇件を超える批判や苦情が寄せられた。市民オンブズマン北九州が実施した「公金を使う市議の海外視察旅行を認めますか」というシール投票では、認めるが四人、わからないが一人、認めないが一七五人と圧倒的な市民が市議会議員の海外視察旅行に反対との意見であった。

北九州市議会の対応

このような市民の声を受けて北九州市議会は、早々に二年に一度の定例的な海外視察の廃止を決めた。ところが、既に実施した海外視察については、なお必要性があったと強弁して、放映された海外視察分も含めその費用等の返還を検討することさえしなかった。

市民オンブズマンによる 監査請求

このような市議会議員の態度を問いつすべく、市民オンブズマン北九州と市民の有志一六名は、一月五日、北九州監査事務局に派遣議員八名、同行の市職員二名にかかる費用五二万六五〇〇円、日当一二万六八〇〇円の合計七九九万六九五〇円の支出が違法であるとして監査請求の申立をした。

今回のスペイン、フィンランドへの海外視察は、「議会の海外視察の申し合わせ」に基づき「四年の任期中、平成二九年度及び平成三一年度の二回、二九年度はヨーロッパ地域、三一年度はアメリカ、もしくはオーストラリア地域を視察する」との予め行き先を決めた旅行で、議員の四年の任期中に修学旅行のように予定された海外視察旅行であった。

また、その日程表を見るとスペインではプラド美術館、スペイン広場、サグラダファミリア、カンブノウ(プロサッカーチームの本拠地スタジアム)マドリードの王宮・パトリヨ邸、モンジェイックの丘、フィンランドではヘルシンキ大聖堂、元老院広場、シベリウス公園、ウスペンスキー教会など有名な観光地を訪れており、一方で、純粋な視察時間は約一〇時間程度であった。

更に、議員が視察後に提出した報

告書は、視察先から交付された資料の域を出ないものや、インターネット上に公開されている程度の情報しか記載されていないものが大部分で、わざわざ一〇名もの大人数で現地に行かなければ入手できない情報など皆無と言ってよい代物である。

違法支出の判断基準

議員の海外視察については、「議会は、議決機関としてその機能を果たすために広汎な権能を有し、合理的な必要性がある時はその裁量により議員を海外に派遣することができるが、裁量権の行使に逸脱又は濫用があるときは、議会による議員派遣の決定は違法になる」との最高裁判例がある。この判例の基準に照らしても今回の北九州市議団の海外視察は、視察先が予めヨーロッパありきであったこと、実態は観光旅行で、報告書は他資料の転用程度のものであることなどから、その実態は議員の慰安旅行と言うべきもので合理的な必要性があったとはとうてい認められない。

監査委員の判断は？

監査委員の判断は今年一月中旬にも下される予定である。結果次第では、違法支出金返還の行政訴訟を提訴することになる。

今年も年明けから忙しい一年が始まりそうである。

「ご趣味は何ですか？」

弁護士 溝口 史子



最近、「趣味は何か。」と聞かれると、返事に困る。



子どもの頃は読書が好きだった。

読書の最初の記憶は、弟の出産のため母にかまってもらえなかった2歳頃だ。周りの大人に褒めてもらいたくて、1人で絵本を読んでいた。そのうち、本を手放さなくなり、幼稚園に入った頃には、両目の視力は0.5以下になっていた。私に本を読ませないため、母は本を朗読し、カセットテープに吹き込んだ。録音は3種類ぐらいしかなかったので、母には悪いが、すぐ飽きた。小学生になってからは、6年間図書委員を務め、図書館に入り浸った。本を読むこと以外興

味がなく、授業以外の時間のほとんどを読書に費やした。給食を食べた後、読書に集中し過ぎて、気が付いたら、昼休みも掃除も午後の授業もホームルームも終わってしまっていたこともあり

(ただの変人だ)、通知表に「お友達とお話をしてみましょう。」と書かれる有様だった。ちなみに、当時の愛読書は名作ミステリのほか、SF(ウエルズ他)、ファンタジー(エンデ他)だった(一番衝撃を受けたのは芥川龍之介の「桃太郎」だ。子どもには刺激が強すぎる)。

中学校・高校と部活に打ち込み、なんとか社会性を培った後、大学・司法浪人時代の合わせて6年間は、書店でアルバイトをした。ただただ幸せで、このまま書店員として生きていくのもいいなとすら思った。

この頃までは、胸を張って、「趣味は読書だ。」と言えた。



ところが、最近はある

り本を読めていない。嗜好は変わっていないのだが、集中力の低下が甚だしい。本を読み始めるとそわそわする。他の本を読みたくなったり、仕事や家事をしたくなったりする。読書を中断すると、あつという間にそれまでに読んだ内容を忘れる。また最初から読み直した。今でも10000ピースの牛乳パズルを完成させる根気は残ってい

るのに、子どもの頃の集中力はどこにいつてしまったのだろう。もう使い切ってしまったのだろうか。1ヶ月に1〜2冊しか本を読めないようでは、とても読書を趣味だとは言えない。

人生の折り返しが進む中、これといった趣味や特技がないのはまずい気がする。お稽古事(スポーツ以外)でもするべきだろうか。

自分探しをしたい気持ちが半分、ちよつと面倒くさい気持ちが半分。

とりあえず、当面は、私に趣味を尋ねるのをご遠慮いただきたい。



どのような時代を生きたのか

あらためて平成を振り返る…

弁護士 平山 博久



1 いよいよ平成が終わりますね。

僕は、昭和54年生まれで、昭和の世の中で起こった出来事の記憶はあまりありません。

2 ところで、先日から、僕が子どもの頃にあっていった世界的に有名な？サッカーの漫画（アニメ）が、リニューアルしてテレビ放映されています。

僕にとつての遊びは、外で遊ぶか、漫画を読むか、絵を描くことくらいしかなく、暇さえあればお手本となる漫画を模写して過ごしていました。小学生のころに書道をしていたこともあって、見たものをそのまま絵にするのが今でも好きで、子どもたちとよくやっています。

そして、その漫画では、国内のチームによる試合がある他、各国の代表による試合もあります。

その各国代表の中に、「西ドイツジュニアユース代表」が出てきます。

崖の上からサッカーボールと巨大な岩石を同時に落としてもらい、下で待ち構えて落ちてきた岩石をパンチングで砕いた上で、その岩石の裏にあるサッカーボールをつかむ能力を持っている伝説のキーパーと、燃えるシュー



トを打つ彼がいるチームです。ニヤリとした方は僕と同じくらいの世代か、よほどの漫画好きだろうと思います。

僕がかつてそうであったのと同じように、暇さえあれば、机に座ってその漫画を読み、模写している長男（小5）から先日「西ドイツってなんなん？ドイツじゃないん？」という質問がありました。

もちろん、冷戦時代のベルリンの壁崩壊前の西ドイツのことなので、質問に答える中で改めて調べてみたところ、ベルリンの壁崩壊の年は1989年（平成元年）でした。

3 平成元年当時、僕は小学生で、ベルリンの壁崩壊という出来事が大きく新聞報道で取り上げられたのを思い出しました。

小学校5〜6年生の時の担任の先生

が、時事問題を授業の中で頻繁に取り上げて話すタイプの先生だったことも思い出すことができたことに影響していると思います。

時事問題といっても人それぞれ、その問題の評価や受け止め方は異なるでしょうから、先生によって特定の評価を加えて子どもたちに伝えると問題があるのですが、当時、人口5000人未満の町の1学年に1クラスしかない少人数の小学校では特に問題となることもありませんでした。

また、小学校6年生の頃の学習発表会（生活発表会）では、ベルリンの壁崩壊を題材にした劇をクラス30名弱で完成させ発表したことや、自分がどのような役を演じたか思い出しました。

そのベルリンの壁崩壊の出来事を小学生時代を知り、発表会をした僕が、同じ学年頃の長男から、その当時の出来事に関する質問をされたことに、時の流れを感じると同時に、感慨深い想いとなりました。

4 これから平成という時代を振り返る企画が増えると思いますが、自分でも改めて、どのような世の中で、どのような変化があったか、振り返ってみたいと思います。

皆さまにとつての平成がどのような時代だったか、一度振り返ってみてはいかがでしょうか。



世界は広い!!

弁護士 朝隈 朱絵



昨年夏、仲の良い女友達と2人で、フィリピンのセブ島に旅行に行ってきました。

私はとてもインドア派で、働き始めるまで海外なんて殆ど行つた事がありませんでした。対照的に、一緒に行つた友人はすぐアウトドア派で、思い立ったらすぐ行動! 大学時代は夏休みや春休みは毎回、リュック1つで海外に行き、バックパックをしていたそうです。1人で言葉も文化も違う異国に行き、2か月近く、行先はその日その日で決めるような生活をしていると、泊まる所がなかったり、危険な目に遭う事もあったとのことで、とても度胸が付き、今では何が起きても動じない性格。バックパック中は毎日その日に起きた出来事を日記に記し、日本と比較して経済や文化がど

に活躍しています。本当に心から尊敬できる友人です。

海外に行くと、文化や人の性格、生活の様子が、日本とは全く異なります。セブ島でも、原生林の中のログハウスで暮らして、川でターザンごっこをして、子供たちがいて、リアルデイズニーの世界に入ったような、旅先で出会った人たちが気軽に話しかけて来たり、買い物の際に値下げ交渉が成立したら店員さんがニコニコしながらハグしてくれたり。シャイで、知らない人とは必要以上の話はいらないし、あまりしない私達日本人から見ると、人と人の距離がとて近く感じました。

うあるべきタイに行った時。郊外の観光地にタクシーで行って信号停止しているとき、6〜7歳くらいの子供が1人、私たちの乗っているタクシーに近づいてきて、両手を合わせて何度もお辞儀をするのです。肌は薄汚れていて、ぼろぼろの布を身にまとって、瘦せていて。「何か、恵んでください。」と言っているんだなと

思い、お金をあげようと財布を出して、窓を開けようとする、その友人に「絶対だめ!」と、止められました。友人曰く、こんな方法でお金が稼げるということをお金を稼いだらだめ。きちんと労働をしてその対価としてお金を稼ぐという方法を身に付けさせないとだめ。一度窓を開けたら、もつと沢山の子供たちが集まって取り囲まれてしまう。とのこと。

確かに、その友人の言うことは正しいのかもしれないけど。私たちにとっての数億円があれば、その子供は数日間満足にご飯を食べることが出来るのに。今、目の前でひどい思いをしているのが、ほんの数日でもお腹いっぱいになって幸せな気持ち味わえたら、それはそれでいいのではないかと、そんな葛藤をしているうちに、信号が青になり、結局何もしてあげられないまま、その場を去ってしまいました。

界なんだなと思います。この世界で起きている現実を自分の目で見れば、考え方や価値観も一変します。その上で、恵まれた環境で生きている私たちが何をすべきか、先進国である日本が世界の中でどのような立場にあるべきか、考える必要があると思います。

しかし、最近では、自分さえ良ければというような考え方が蔓延して、そういう考え方に基づいて世の中が動いているのを感じます。自分の目の前のごとしか見えていなくて、視野が狭くなってしまうのが原因なのか。世界で起きている現実を、命がけで伝えようとするジャーナリストが自己責任と批判されたり。情報の価値が軽視され、考えるための材料が乏しくなり、一人一人の考えようという意欲が減退している。そのように感じます。

私自身も毎日に忙殺されているうちに1年なんてあっという間に過ぎてしまっているけど。法律家として、今、何ができていきたいと改めて思います。

点等、分析していたこと。今ではその経験を活かして、国際的

世界は実はとても広くて、私たちの想像を超えるようないろいろな状況で生活している人々が沢山いて。私たち日本人が生きているのなんて、本当に狭い世

新年のごあいさつ



弁護士 安部 千春

裁判所と弁護士会で改正民法についての民訴協議会があり、参加して勉強しました。

自賠償保険の後遺症等級についての異議申立や裁判での争い方についての弁護士の勉強会があり、参加しました。

弁護士をしている限り、常に勉強です。今年もよろしくお願い致します

弁護士

東 敦子

今年は弁護士になって20年です。昨年から始めたホームページの「とんとん日記」は皆さんいかがでしょうか。10日に1回はめっちゃめっちゃハードですが、これまでの私のイチオシは7回目の「北九州ダルク」が好きすぎる話です。よかったらこの分だけでもクリックして下さい。もっと優しい社会になりますように!!



司法取引

弁護士 横光 幸雄

日産のカルロス・ゴーン氏が金融商品取引法違反で逮捕、勾留された。捜査は、司法取引を利用し、捜査協力者は免責されるという。

しかし、捜査協力者も今まで相応の利益を得ていたはずで、会社内の支配権争いの様相も垣間見える。

捜査協力者は誰なのか？刑事裁判手続はどのように進んでいくのか。日産とルノーの連携はどうなるのか。

昨年6月から実施された司法取引制度の実際の適用場で、その功罪が明らかになる事件として注目していきたい。



弁護士 平山 博久

今年の夏は実家の佐賀に帰省しました。ちょうどペルセウス座流星群が観測できる日だったため、カメラを片手に夜空と向き合いました。眼では何度も流星を確認できたものの、カメラフレーム内には入ってくれませんでした。それでも天の川を確認できるほど、黒く沈んだ、吸い込まれるような夜空を観ることができました。たくさん蚊にさされはしたものの良い経験となりました。

弁護士 溝口 史子

2020年4月に改正民法が施行されます。変更点が多いので、今年1年しっかり研究し、施行に備えたいと考えています。

私生活では、自分探しを始めるつもりです。また1年、よろしくお願いいたします。



弁護士 田邊 匡彦

昨年秋に弁護士40年表彰を受けました。65歳になり、高齢者割引が効くものが増えました。寄る年波を実感するこの頃ですが、今しばらくは弁護士業務に精励したいと思っています。

弁護士 朝隈 朱絵

あすキタの活動を始めて1年。一般の方と憲法について語る、憲法カフェ・憲法パーを企画してきました。

今年は活動の幅を広げ、学校で主権者教育の出張講義をしたいと考えています。1人1人が憲法のことを知って、自分の頭で考え、自分の意見を持ち、主権者として社会の在り方を考える。その契機が作れたらなと思います。



一口法律相談

質問 「私は、夫と小さい子供がおり、家事は私がしてきましたが、その一方で会社員として働いていました。交通事故に遭い、会社は他に代わりの人がいないことから数日しか休まず無理して働きに出ていましたが、家事は殆どできませんでした。

このような場合、会社を休んで給料をもらえなかった分しか休業損害はもらえないのでしょうか？」



弁護士 田邊 匡彦

1 家事労働者（主婦）の基礎収入額

自賠責保険基準では日額5700円とされていますが、判例上は「賃金センサス第1巻第1表の産業計、企業規模計、学歴計、女性労働者の全年齢平均の賃金額を基礎収入とする」とされています。

これに対応する平成29年賃金センサスでは年収は377万8200円（日額1万0351円）になるので、自賠責基準の2倍近い日額になります。

なお、高齢の主婦である場合は、全年齢平均ではなく当該年齢に対応する平均賃金が前提とされ、基礎収入額がこれより下がってしまうこともあります。例えば、65歳〜70歳未満の平均賃金は、304万1400円（日額8332円）



となっています。

休業期間認定とも係わってきませんが、症状の推移を見て、時間経過とともに収入日額の一定割合を減じた額を基礎として計算する場合もあります。例えば、最初の2ヶ月間は100%、その後75%、50%、25%で計算して、その合計額を休業損害とするという方法です。

2 主婦の休業期間

休業期間は「受傷のため家事労働に従事できなかった期間」とされており、入院期間、通院期間と通院日数、受傷内容、後遺症の有無や程度等を総合して判断されることとなります。

3 兼業主婦の休業損害

本件のような兼業主婦の場合には、「現実の収入額と女性労働者の平均賃金のいずれか高い方を基礎として算出する。」とされています。

ます。したがって、現実の収入額が平均賃金を下回っているれば、主婦としての休業損害を請求することになります。

この場合、休業期間をどのように定めるかは個別に検討する必要がありますが、ありませんが、仕事を休んだ日だけしか休業損害が認められないということはありません。家事が現実にとにかく生じていたかという観点で検討すべきです。

法律相談(初回30分)を無料にしました。

＜営業時間＞

月曜日 午前10時00分～午後7時30分まで
 火曜日～金曜日
 午前10時00分～午後5時30分まで
 土曜日 午前9時30分～午前11時00分まで
 (土曜日は、金曜17時まで予約のみ)
 日曜・祝日はお休みです

＝相談予約受付時間＝ 相談は事前予約をお願いします

平日(土・日・祝日を除く) 午前9時から
 午後5時までにお電話下さい。

TEL 093-642-2868



お知らせ

新年は、1月7日(月)より業務をはじめます。